

議案第 3 号

朝霞都市計画生産緑地地区の変更について
(朝霞市決定)

朝霞都市計画生産緑地地区の変更（朝霞市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第214号生産緑地地区ほか1地区を次のように変更する。
- 2 都市計画生産緑地地区中第225号、第229号生産緑地地区を廃止する。

名 称	面 積	備 考
第214号生産緑地地区	約0.97ha	
第228号生産緑地地区	約0.64ha	

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

法第14条の規定に基づく行為制限の解除及び公共施設等の設置により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定）に基づき、朝霞都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

【朝霞都市計画における位置等】

第214号生産緑地地区：朝霞市南東部

第225号生産緑地地区：朝霞市南東部

第228号生産緑地地区：朝霞市南東部

第229号生産緑地地区：朝霞市南東部

【変更の必要性】

第214号生産緑地地区：公共施設等の設置

第225号生産緑地地区：法第14条の規定に基づく行為制限の解除

第228号生産緑地地区：法第14条の規定に基づく行為制限の解除

第229号生産緑地地区：法第14条の規定に基づく行為制限の解除

【変更の内容】

第214号生産緑地地区：区域の変更

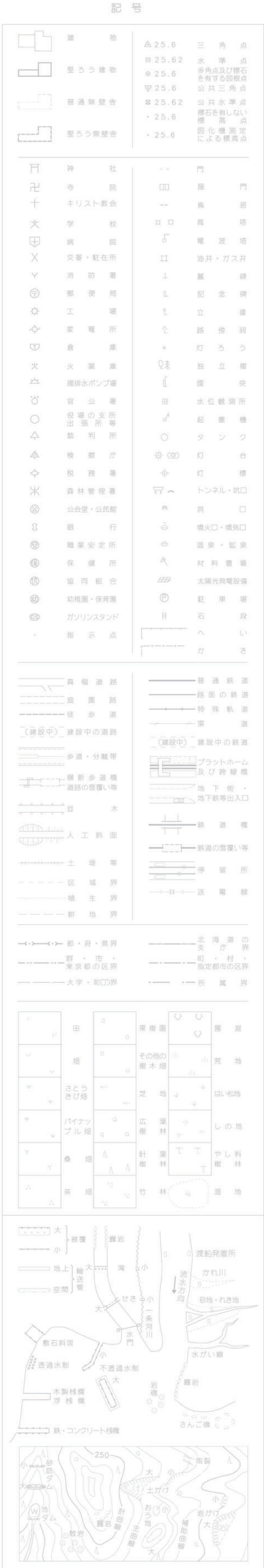
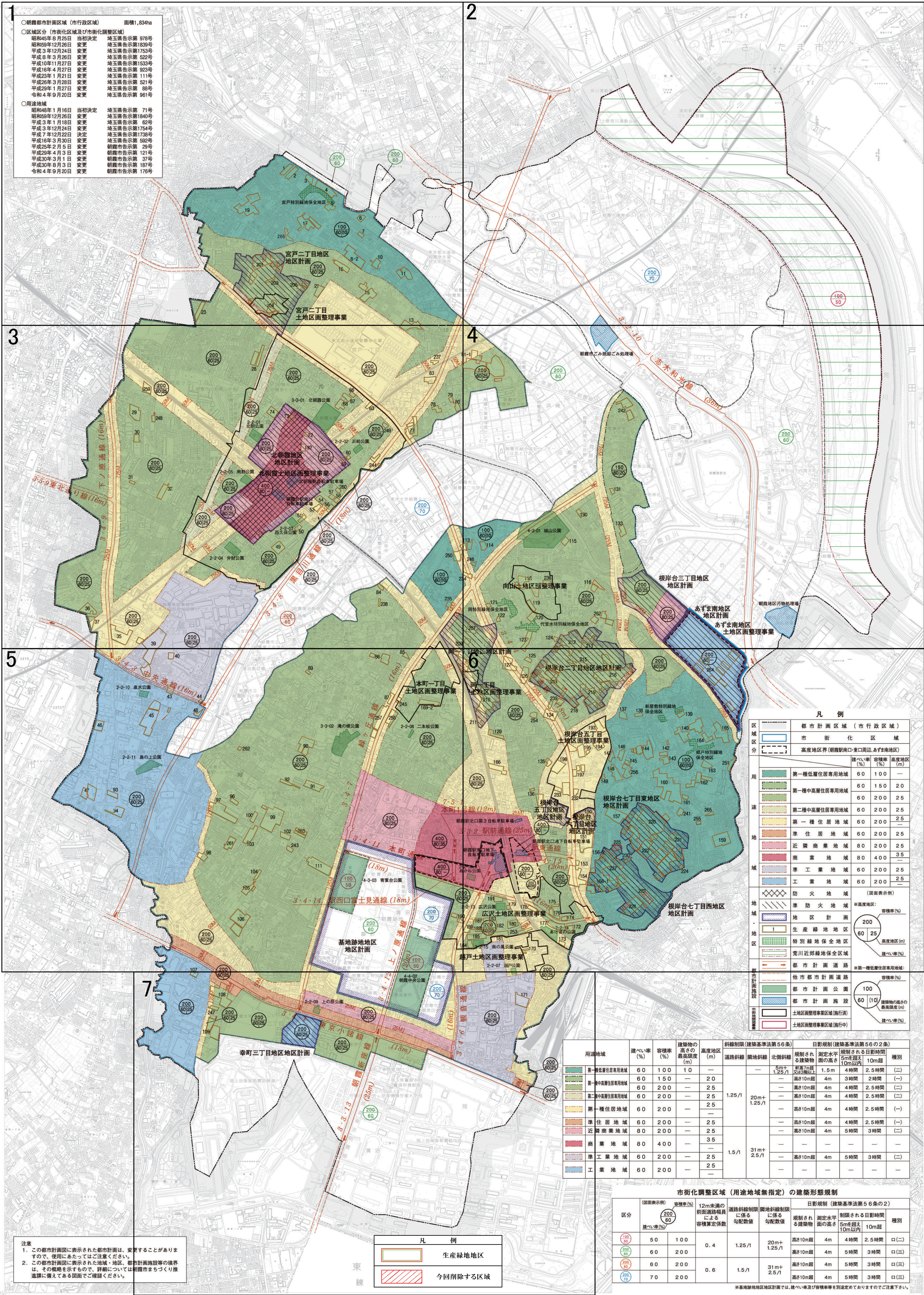
第225号生産緑地地区：地区の廃止

第228号生産緑地地区：面積及び区域の変更

第229号生産緑地地区：地区の廃止

朝霞市都市計画図

令和五年三月作成



●座標系は平成14年規程に国土交通省告示第9号の
規程による世界測地系(1982年)座標系
●図影は概算カルトール図法
●図影に準じている等高線は主としてメートル単位
●等高線の間隔は2メートル

朝霞市役所

昭和株式会社調製

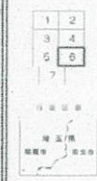
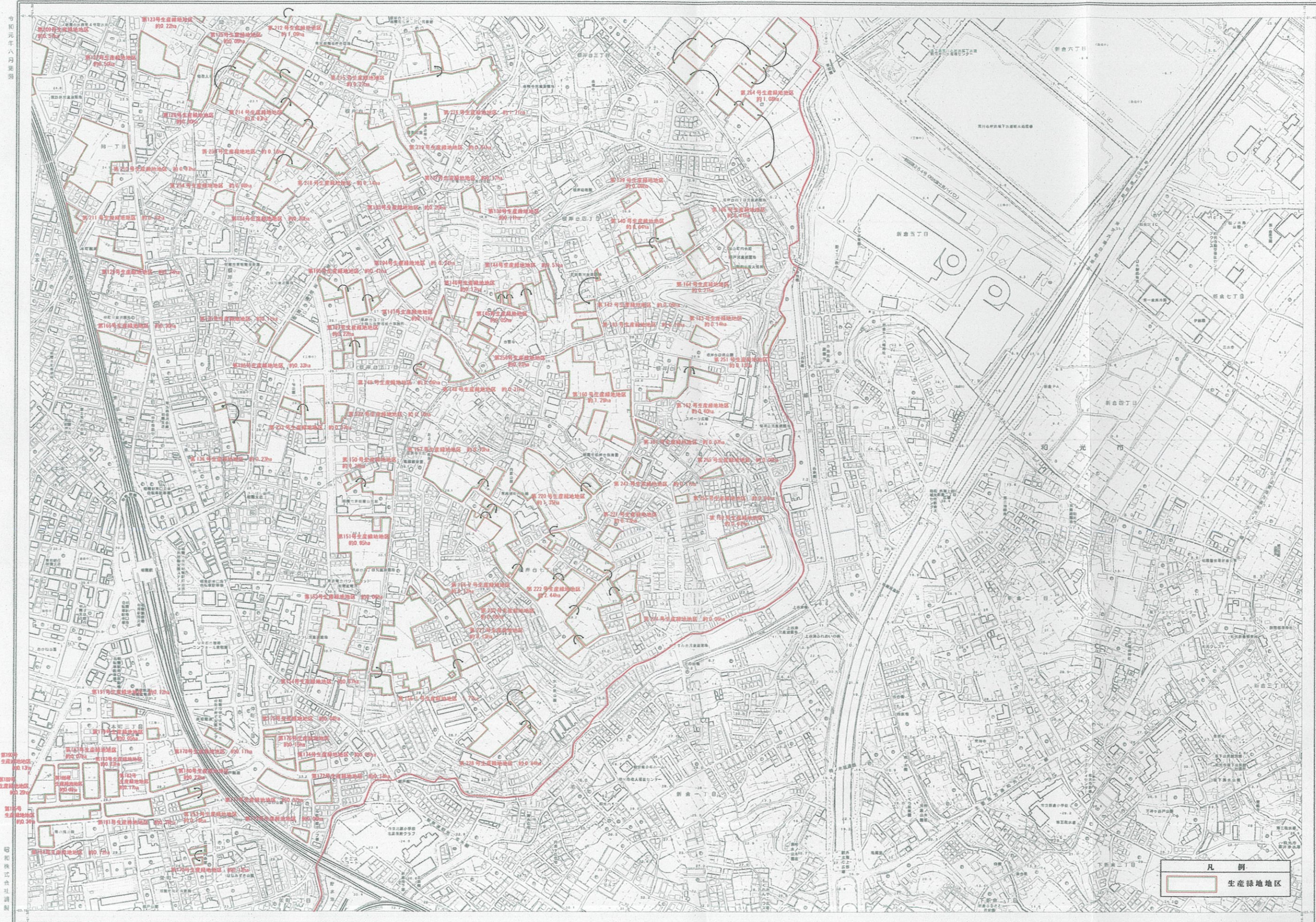
注意
1. この都市計画図に表示された都市計画は、変更することがありますので、使用にあたってはご注意ください。
2. この都市計画図に表示された地域・地区・都市計画施設等の境界は、その最寄を示すもので、詳細については朝霞市まちづくり推進課に備えてある図面でご確認ください。

凡 例	
	生産緑地地区
	今回削除する区域

用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	建築物の 高さの 最高限度 (m)	高度地区 (m)	斜線制限(建築基準法第56条)		日影規制(建築基準法第56条の2)			
					道路斜線	側地斜線	規制される 建築物の 面の高さ	測定水平 面の高さ	制限される日影時間	種別
第一種低層住居専用地域	60	100	10	—	—	5m+ 1.25/1	新築7m 又は3m以上	1.5m	4時間	2.5時間 (一)
第一種中高層住居専用地域	60	150	—	20	—	—	高さ10m超	4m	3時間	2.5時間 (二)
第二種中高層住居専用地域	60	200	—	25	—	—	高さ10m超	4m	4時間	2.5時間 (二)
第二種低層住居専用地域	60	200	—	25	—	—	高さ10m超	4m	4時間	2.5時間 (二)
第一種住居地域	60	200	—	25	—	—	高さ10m超	4m	4時間	2.5時間 (一)
準住居地域	60	200	—	25	—	—	高さ10m超	4m	4時間	2.5時間 (一)
近隣商業地域	80	200	—	25	—	—	高さ10m超	4m	5時間	3時間 (一)
商業地域	80	400	—	35	—	—	—	—	—	—
準工業地域	60	200	—	25	—	—	高さ10m超	4m	5時間	3時間 (二)
工業地域	60	200	—	25	—	—	高さ10m超	4m	5時間	3時間 (二)

市街化調整区域(用途地域無指定)の建築形態規制										
区分	(図面表示例) 建ぺい率(%)	容積率(%)	12m未満の 前面道路幅員 に準ずる 容積率決定係数	道路斜線制限 に準ずる 勾配数値	側地斜線制限 に準ずる 勾配数値	規制される 建築物の 面の高さ	測定水平 面の高さ	制限される日影時間	種別	
(100/60)	50	100	—	1.25/1	20m+	高さ10m超	4m	4時間	2.5時間	口(二)
(200/60)	60	200	0.4	1.25/1	20m+	高さ10m超	4m	5時間	3時間	口(三)
(300/60)	60	200	0.6	1.5/1	31m+	高さ10m超	4m	5時間	3時間	口(三)
(300/70)	70	200	—	1.5/1	31m+	高さ10m超	4m	5時間	3時間	口(三)

※生産緑地地区地区計画では、建ぺい率及び容積率等を別途定めておりますのでご注意ください。



凡例

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

朝霞市役所